

一般社団法人全国がん患者団体連合会賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全国がん患者団体連合会の定款第2章に基づき、この法人の賛助会員の入会、退会及び会費等に関する諸般の基準を定め、事業の円滑な実施と、賛助会員の入会、退会及び会費等に関する妥当性及び透明性の確保を図ることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 この法人の会員は正会員と賛助会員の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

2 賛助会員は、この法人の目的事業を賛助し、後援する法人、団体又は個人とする。

(入会)

第3条 この法人の賛助会員になろうとする法人又は団体は、次の書類を理事会に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) この法人の理事会が別に定める賛助会員の入会申込書
 - (2) 法人又は団体にあつては、法人又は団体の活動実績及び活動計画を確認するために、必要に応じて理事会が追加で提出を求める書類等
- 2 この法人は、この法人の賛助会員になろうとする者が、次の各号に該当又はそのおそれがあると理事会が判断した場合には、その入会を認めないものとする。
- (1) 国、地方公共団体、公益法人、及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体が、賛助会費の受け入れにより特別の利益を受ける場合。
 - (2) 賛助会員が、賛助会費の受け入れにより税の不当な軽減をきたす結果となる場合。
 - (3) 賛助会費の受け入れにより、この法人に著しい資金負担が生じる場合。
 - (4) 賛助会費又はその原資が、違法行為又は公序良俗に反する方法により取得されると認められる場合。
 - (5) 賛助会員が、科学的根拠の明らかなでないがんの治療等に関する医療又は商品等を推奨、施行又は販売する法人又は団体であると認められる場合。
 - (6) 賛助会員の入会に関して、次に掲げる条件等が付されている場合
 - イ) 賛助会員に賛助会費の対価として何らかの利益または便宜を供与すること。
 - ロ) 賛助会員が賛助会費の経理について監査を行うこと。
 - ハ) 賛助会費の入金後に賛助会員が賛助会費の全部または一部を取り消すことができること。

- ニ) その他、この法人の運営にあたり支障が生じると認められる条件。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、この法人の運営にあたり支障が生じると認められる場合、及びこの法人が受け入れるにあたり社会通念上不相当であると認められる場合。

(入会金及び年会費)

第4条 賛助会員の入会金は0円とし、年会費は個人の場合一口10,000円、法人又は団体の場合は一口200,000円とする。

2 年会費の対象期間は、この法人の事業年度である4月1日から翌年3月31日までとする。

3 入会金及び年会費は、この法人が賛助会員に対して行う請求に基づき、この法人が指定する金融機関の口座に入金するものとする。

4 賛助会費は、賛助会費総額の50%以上を、この法人の定款に定める事業でかつ公益を目的とする事業（学術、技芸、慈善その他の公益に関する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。）の用途に使用し、その残額は、この法人の定款に定める事業でかつ公益を目的とする事業以外の収益事業等、又は管理費（この法人の事業を管理するために経常的に要する費用のことをいう。）の用途に使用する。

(賛助会費の受け入れ)

第5条 この法人は、賛助会費を受け入れたときは、受領書を遅滞なく賛助会員に交付する。

(賛助会員名簿)

第6条 この法人は、全ての賛助会員の氏名（法人その他の団体についてはその名称）、住所、賛助会費の額、及び賛助会費を受け入れた年月日等を記載した賛助会員名簿を作成する。

(情報公開)

第7条 この法人は賛助会員について、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項について、この法人の主たる事務所に備置き閲覧に供する。

- (1) 賛助会員の個人又は法人その他の団体の別（当該者が国若しくは地方公共団体又はこれらの機関である場合にあつては、これらの者の名称）
- (2) 当該賛助会費を受け入れた日
- (3) 受け入れた賛助会費の額の合計

2 この法人は、法人又は団体である賛助会員の名称及び賛助会費の額を公開する。

(禁止事項)

第8条 賛助会員は、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) この法人の財産、権利、知的所有権、プライバシー等を侵害する行為
- (2) この法人の行う事業や活動の場における暴力行為、威嚇行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、暴言などの言動
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、この法人の運営にあたり多大なる支障が生じると認められる行為

(退会)

第9条 賛助会員がこの法人を退会しようとするときは、この法人の理事会が別に定める退会届を理事会に提出し、任意に退会することができる。

2 第5条の各号に定める禁止事項に該当する行為を行っているとして理事会が認めた賛助会員については、理事長は当該賛助会員にその行為の是正を勧告することができる。

3 前項の勧告にも拘らず、第5条の各号に定める禁止事項に該当する行為を複数回又は継続して行っていると理事会が認めた賛助会員については、理事長は当該賛助会員に退会を勧告することができる。

(除名)

第10条 賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により賛助会員を除名しようとする場合は、当該賛助会員に総会の1週間前までに理由を附してその旨を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (2) 当該賛助会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は賛助会員である法人又は団体が消滅したとき。
- (3) すべての正会員が同意したとき。

(資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 正会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する

賛助会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、賛助会員の資格を喪失した者が既に納入した入会金及び会費その他の拠出金品については、これを返還しない。

(事業)

第13条 この法人は、賛助会員に対し、次の各号の事業を行う。

- (1) この法人が広報や普及啓発等を目的として発行する資料の提供
- (2) この法人が広報や普及啓発等を目的として開催する各種事業への参加機会の提供
- (3) その他、この法人が賛助会員と連携を図るにあたり、理事会が必要と認めた資料の提供または各種事業への参加機会の提供

(補則)

第14条 この規程は、理事会で定めるものとする。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、平成27年5月11日に施行し、一般社団法人全国がん患者団体連合会の設立の登記の日（平成27年5月7日）から適用する。

2 この規程の改定は、理事会の承認（平成27年9月9日）をもって施行する。